

令和6年7月23日14時00分、下野市いじめ問題対策連絡協議会下野市役所303会議室に招集する。

1 本会議の委員は以下の通りである。

No.	所 属	役 職 等	委 員 名
1	下野市立石橋北小学校	学校長	齋藤 佳代子
2	下野市立国分寺中学校	学校長	菊地 高夫
3	下野市立南河内小中学校	生徒指導主事	柏崎 泰秀
4	下野市立南河内第二中学校	生徒指導主事	椎名 剛
5	下野市 PTA 連絡協議会	国分寺中学校 PTA 会長	大塚 剛志
6	下野市民生委員 児童委員協議会	下野市民生委員 児童委員協議会長	坂本 栄一
7	弁護士法人 ひととのや法律事務所	弁護士	田中 真
8	県南児童相談所	係長	石濱 啓貴
9	下都賀教育事務所	指導主事	大塚 亮太
10	下野警察署	生活安全課長	山崎 一生
11	宇都宮地方法務局	栃木支局長	森島 章夫
12	市民協働推進課	課長	増山 佳子
13	子育て応援課	課長	浅香 浩幸
14	教育総務課	課長	米井 正和
15	学校教育課	課長	石島 直

2 本協議会の欠席者は、次のとおりである。

弁護士法人ひととのや法律事務所 弁護士 田中 真
下野警察署 生活安全課長 山崎 一生
教育総務課 課長 米井 正和

- 3 下野市いじめ問題対策連絡協議会規則（令和3年教育委員会規則第2号）により本協議会に出席を求められた関係職員は、次のとおりである。
下野警察署 生活安全課 巡査部長 佐藤 茜
- 4 本協議会に出席を求められた事務局職員は、次のとおりである。
土田 礼巳 下野市教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼指導主事
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
齋藤 勇也 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
- 5 本協議会の書記は、次のとおりである。
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事

会議

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委嘱状交付（令和6年度から委員をお引き受けいただく方）
- 4 委員・事務局自己紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 会長・副会長挨拶
- 7 事務局説明
- (1) 下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 8 議事
- (1) 下野市のいじめ防止等の取組（これまでの取組と今後の方向性）について
- (2) 学校のいじめ問題への取組と現状について
- (3) 事例検討
- (4) 本日のまとめ
- 9 事務連絡
- (1) 今後の予定について
- (2) その他
- 10 閉会

議事

○菊地会長

ではこれより議事に入る。

初めに議事を進行するに当たり、委員の皆様を確認させていただく。

傍聴者は、なしであるが、この後皆様にお話いただく中で個別の事例等に触れることが、予想されるような内容については、その都度申し出ていただき、皆様にお諮りした上で、非公開とし、それ以外の部分についてはこのまま公開をしたいと思うが、よろしいか。

○一同

よい。

○菊地会長

ではこの後の進め方だがまず事務局より、下野市のいじめ問題の対策の現状について説明願ひ、そのあと次第にもあるように、委員の皆様からお話いただきたいと思う。

では協議を進めていく。初めに事務局より、下野市のいじめ防止等の取組について説明願う。

○佐々木

事前送付資料の下野市いじめ防止基本方針を準備願う。令和3年1月に下野市いじめ防止基本方針を策定し、これまで行ってきたいじめ問題に対する取組を一層充実させていくこととした。本協議会も、本方針を受けて常設され、令和3年度より年2回開催しており、今年度で4年目、今回が7回目の開催となる。

今年度第1回目ということで、私からは、本基本方針の主なものと、これまでの取組について説明する。基本方針については、目を通してくださった方もおられるので、市の考え方や取組について、かいつまんで話す。

初めに表紙の裏にある目次をご覧ください。本方針は、全部で7章構成となっている。第1章がいじめについての基本的な考え方と市の組織について、第2章、第3章が、市の考え方と施策、第4章、第5章が学校の組織と施策、第6章が特に重大事態と呼ばれるいじめ事案への対処の仕方、第7章はこの方針の評価や検証の方法について記載している。

市の取組として、特に第1章から第3章を中心にお話する。初めに第1章1「いじめの定義」をご覧ください。こちらは、基本方針の基となっているいじめ防止対策推進法にある定義である。「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とある。これは社会通念上イメージされるいじめ、例えば、「強いものが弱いものに対し行う」、「単発ではなくて何度も繰り返される」、「悪意を持った攻撃である」といったような社会通念上のイメージではなく、被害児童生徒が、苦痛を感じたらいじめであるとして、とても広くいじめを捉えることを示している。そのように捉えることで、いじめを小さなうちに早めに発見して対応しようという意味が込められている。第1章3の枠組み部分には、下野市の基本理念を3つ示してある。

1つ目が、学校の内外を問わず、いじめをなくすこと。

2つ目は、「いじめをしない・させない・見逃さない」正しい判断ができる子供を育成すること。

3つ目が、本日の連絡協議会にも深く関係するが、市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、組織的にいじめ問題を克服すること。

この3つが下野市の基本理念となる。

第1章4（1）にある組織が、本協議会である。

そして、第2章以降が具体的な取組の記載となるが、多くの章が「1 未然防止」、「2 早期発見」、「3 対処」、「4 家庭や地域との連携」、「5 関係機関との連携」という項立てになっている。厳密に言えば、家庭や地域、関係機関において、未然防止や対処に関わる内容にありますが、それらは1つにまとめて記載している。第2章の4、5にあるように、市として、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進める中で、一層、家庭や地域、関係諸機関と連携を図って、社会全体で子供たちを見守っていく必要があると考えている。

第3章では、市の具体的な施策を掲載している。第3章1（1）にあるように、下野市では、継続的、系統的に児童生徒を指導するために、小中一貫教育に力を入れている。また（3）にある、「4つの大丈夫」は、資料のNo. 3のリーフレットのことであり、毎年下野市の全児童生徒に配布して、情報モラルの観点から、いじめの未然防止に取り組んでいる。

続いて、第3章4（3）、5（1）には、本協議会の役割について記載されている。

本日は1つ1つの事項については取り上げないが、第4章、第5章は、学校に関わる内容で、法律の考え方を集約して示している。

下野市では、学校に対して、年2回、全学校の児童・生徒指導担当者を集めての研修を行っており、いじめ問題への対応に一層確実に取り組んでいただくよう働き掛けている。法や基本方針で述べられていることを行うことが、大きなトラブルを防ぎ、結果的に子供や保護者、先生のためになると思って取り組んでいただくようお願いしているところである。そして何より子供、保護者に寄り添った対応をお願いしている。市教育委員会も、この基本方針

の策定を契機として、学校との情報共有をより密にできるような仕組みを整えた。本方針は、下野市全体としていじめをなくしていきたいという思いが詰まったものである。

本協議会の常設もその1つである。令和4年度からは、この協議会で提案された「いじめ防止強調月間」を6月と11月に設け、学校ごとに工夫した取組を行っているところである。また、昨年度には、委員の皆様のご協力により、資料No. 4の表のように、関係機関がそれぞれどのようないじめ防止の取組を行っているのか、また、どのようにつながっているのかについて、まとめることができた。

基本方針が令和3年1月に策定されて以来、しばらくは、早期発見・早期対応、対処ということを中心に進めてきたが、現在は未然防止に力を入れている。未然防止については、学校と皆様との連携がより効果を発揮するところであると考えている。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、本協議会を中心に、関係各機関と学校でさらに連携を強化し、市全体として、「いじめをしない・させない・見逃さない」子供の育成に取り組んでいきたいと考えている。以上で事務局からの説明を終わりにする。

○菊地会長

ただいまの説明について何か質問等はあるか。

特にないようなので、このまま次の協議に移る。途中何かあれば、遡って結構なので、ご質問願う。

続いて議事の8(2)「学校のいじめ問題への取組と現状について」に移る。本日の協議会の一番の目的は、条例第4条にあるように、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、必要な事項について協議することと、関係機関及び団体相互の連絡調整を図ることである。

まず学校所属の委員より、「学校が行っているいじめ防止への取組と現状について」名簿の順番に発表願う。1人3分程度を目安にお話しいただきたい。では始めに石橋北小学校について齋藤副会長に説明願う。

○齋藤副会長

資料No. 5に本校でのいじめ防止月間の取組の資料があるので、ご覧いただきたい。目的は2点ある。1つは、いじめの未然防止・早期発見、いじめを生まない雰囲気づくり、もう1つは、気になる児童の情報収集と共有である。この2つを目的に6月のいじめ防止月間に取り組んだ。

主に取り組んだものは4点ある。

1点目は、学級力アンケートである。こちらは石橋中学校区小中一貫教育の特別活動部会の取組の一環として行った。2点目は、教育相談の充実である。こちらは、本校は6年生だけが2クラスで、あとは単学級なので、担任だけの目ではなかなか児童の様子などに十分に目を配れないということを配慮し、ブロックごとに教育相談の事前アンケートを分析するなど、ダブルチェックすることとした。それによっていじめの見逃しを防止し、気になる児童については、多くの教員で見ていくという、子供も教師も安心な対応ができることを目指し行った。3点目は、いじめについての動画の視聴である。動画は文科省が作成したもので、いじめに対する理解を促す動画教材から、「いじめとは？」というものを視聴した。先ほど事務局から話があったように「いじめというのはこういうものだよ」ということを子供たちに共有させて、いじめの定義についての理解促進を図った。4点目は保護者への啓発である。6月は学校だよりや、各学年だよりに心を育てる月間について掲載し、保護者への啓発を図った。

成果としては、いじめの動画は今年、全クラスで見たが、児童たちからも非常に分かりやすかった、理解しやすかったという感想があった。また、学級力アンケートに関しては、やはり自分たちのクラス、自分たちのことであるので真剣に話合いができたという効果があっ

た。教育相談のダブルチェックで、アンケートを分析するということも、多くの職員で関わっているという、子供も教師も安心感を得るという面では、効果があった。

課題としては、これらの取組をしていることで、いじめの早期発見の効果はあるが、いじめゼロという状況にはまだなっていないことである。今後も継続して、取り組んでいくべきことだと考えている。

○菊地会長

続いて、私から国分寺中学校の取組についてお話しする。資料はあるが、私からはこれを膨らませながら、時系列に、4月から7月の取組について説明したい。

私は4月から赴任した。いじめ防止強調月間が6月ではあるが、どちらかというと本校はその周辺も含めた取組をしているというように感じている。まず4月当初に、教員向けであるが、職員会議で、昨年のいじめの認知件数の報告と社会通念上ではないいじめの定義についての再確認を全教職員で行った。ここでは生徒指導主事が主導で行った。次に、生徒向けとして、4月10日に生徒指導集会を行った。これも生徒指導主事からの話である。キーワードは、安心と信頼、そして思いやりであった。その中で、相手のよさを探すことや、認め合い支え合うことを共有すること、いじめをする集団になってほしくない、いじめゼロを目指そう、SNSの投稿をしない、LINEメッセージで嫌な言葉を文字にしない、表情を見ながらのやりとりを大切にしよう、そういった話を中心に集会で説明を行った。そして5月10日、先ほどの集会から1か月が経ったところで、集会で話をしてそのままにするのではなく、やはり繰り返し繰り返し丁寧に説明していくことが大切であると思い、生徒指導部でチューリップ通信というものを出しているのだが、1か月が経過し、その通信でまた改めていじめ防止の訴えを行った。さらに、もし残念ながら起きてしまつてつらい思いをしている人は、相談しよう、いじめを見たら先生に報告を、などということも付け足した。そしてその4日後、いじめ防止に関する学級活動を行った。先ほどの通信を利用するとともに、いじめ防止リーフレットのいじめを見逃さないという部分や、心の不調に関する部分を活用して、説明等を行った。1週間後の22日には生活アンケートを実施し、その前後で、5月20日から27日まで教育相談を実施した。また6月に1回目のQUテストも実施した。そして7月に入り親子学び合い事業、「ネット時代の歩き方」講座を授業参観の折、生徒と保護者、一緒に外部講師を呼んで実施し、こういった一連の指導、説明を受け、7月10日にいじめ防止に関する4か月間の振り返りを実施した。その振り返りの結果が、資料に6名ほど掲載してあるものである。生徒の代表的な振り返りをコピーしてある。そして、つい最近だが、18日に国分寺中学校区で、「SNSやインターネットを使うときの約束」というプリントをすぐーる（連絡配信システム）で保護者宛に送り、周知を図ったところである。また夏休み前の最終日19日の全校集会でSNSの使い方等についても、生徒指導主事から改めて夏休み向けに話をした。

実は去年までは学級活動等でいじめゼロ宣言や、いじめについての話し合いをし、今年度も予定では市で行っている子ども未来プロジェクトの活動とタイアップして、多様性や個性を認め合うこととか、人の立場や気持ちを考えることを、学級で話し合うことを予定していた。子ども未来プロジェクトの活動テーマが「輪」となり、本中学校区ではいじめではなく、地域の中でできることを考える方向となったため、プロジェクトとのタイアップは予定通りでなくなった。だからどちらかというと今年は、11月の方をどうやるか考えているところだが、生徒指導担当の主導で、6月のいじめ防止強調が進んだということが現状である。その他にも生徒指導部会を毎週火曜日に行ったり、スクールカウンセラーによる面談等を行ったりしている。

やはり、いじめの傾向としては、引き続きLINE関連の問題が起きているかと思う。グループLINEでの発言によるトラブルというのは目立つかと思う。

○菊地会長

続いて、南河内小中学校について柏崎委員に説明願う。

○柏崎委員

本校の6月期の取組等については、プリントに記入されているとおりであるのでご覧いただきたい。本日は、そこに記載のないことについて述べる。まず4月の段階で生活集会というものを行い、全校生徒を前にして話をした。後期課程の生徒には私から、前期課程の児童には児童指導主任から話をを行った。その中でいじめの定義についての説明や、判断力をもって生活するということなどを伝えている。年度当初に絶対に話をするということにしている。また、本年度、本校においては、家庭教育学級を実施している。家庭に対して呼び掛けを行い、ともに考えていくという取組をスタートしたところである。今年始めた取組なので、参加人数の方はまだ多くはないが、これから本校の担当教員が、中心となって進めていくことになっている。その中で、やはりいじめの問題等は、話題として取り上げることも多いようである。

6月分の取組の中で、本校ならではのところで、教育相談や心のアンケートを、前期後期、いわゆる小学生と中学生が同じ時期に行い、情報共有を図りながら、迅速に対応できるようにしているということがある。前期課程の段階で起きている問題が、迅速に引き継がれることで、後期課程に引き継がれたときにも、対処が早くできるなどの利点があると感じている。取組後の感想という欄で挙げているもので、今年度から委員会活動の中で中央委員会が、いじめに対して、各月にスローガンを掲げてやってみようと思ったところである。始まったばかりなので、効果がどれほどあるかというのは、これからの検証になるかと思うが、学校としてしっかりサポートしていきたいと考えているところである。

今後に向けて、11月に実施するいじめ防止強調月間の内容については、全校児童生徒への周知に取り組んでいくことに努めていきたいと考えている。また心のアンケートの実施や教育相談は後期にも計画しているので、いじめ防止につなげられるように考えている。

○菊地会長

続いて、南河内第二中学校について椎名委員に説明願う。

○椎名委員

南河内第二中学校の資料の裏面の、実際に取り組んだ部分と、感想が載っているページをご覧いただきたい。まず、このいじめ防止強調月間が6月と11月に位置付けられていることは、本校としては非常にありがたい。例えば生徒指導主事による全校生徒への啓発講話ということで、「いじめは駄目なんだよ」という法的な理解とか、「もしつらい思いをしたらこのように相談するんだよ」、「こういうふうにやるといいよ」ということ、SOSを出す力を高めるようなことをこの6月に重点的に意図的に続けられるというのは、すごくありがたい。それまでは4月に行っていたが、4月はやはり、学校の決まりや生活のこと、交通安全事故防止などを行っていききたいので、人間関係が固まってきたこの6月の段階で、「いじめ防止強調月間だから」というように示し、今年も実施した。また、SNSについては「使わないように」「持たせない」というのはやはり難しいのが現状で、もう持っているのが当たり前、使っていることを前提として、いかに使用する側のモラルを高めていくかということを中心として、必要な指導をしている。また、本校の場合には小学校と同じ方針を示して、より全校クラスを温かい雰囲気にしていくために、クラスの雰囲気を高める標語を作ったり、せっかくだから先生方自身もいかがかということで、今年は先生方も「ありがとうプラス一言」で子供たちに対するすてきなセリフを集めて教員同士で共有したり、生徒だけに限らず、我々教職員の間でも、温かい雰囲気になるような言葉を意図的に発信しようといったこともできている。6月に位置付けられていることで、非常に発信しやすい。時期的にも非常によいので、次年度以降もこの6月を上手に使っていききたいと思っている。

実施者側の子供たちについては、いじめは絶対駄目という気持ちが高まったという生徒の割合は85%であった。選択肢に「下がった」はなく、「変わらなかった」または「高まった」の2択で生徒会が聞いたものである。なぜいじめをしてはいけないのかということについて法的アプローチから正しい共通理解を行うことができたのが大きな成果であると感じている。

ここで、現状についてお伝えする。昨年度のいじめの認知件数は、例年と同程度であった。本年度は、すでに数件「いじめである」との認知を学校としてしているが、「いじめでない」という判断をした案件はゼロである。すべて100%いじめとして学校として認知しており、被害・加害の双方の保護者にも、その都度すべてつないで、理解と協力をしていただいている状況である。そのことによって逆に、問題が大きくなる前に早めに認知しているからか、3か月を節目として確認すると、解消率は100%になっている。ここ最近の、なるべく早い段階でいじめとして学校として認知して、家庭にもきちんと協力体制をつなげて、というこの取組や流れは、非常によいと感じている。今後も学校としては積極的ないじめの認知を早い段階で行って、なるべく早く家庭とつなぎながら、学校と家庭で解決を目指すといった方向が続けられるとよいと感じている。

○菊地会長

今までの説明に対して質問や意見等はあるか。

○椎名委員

先の発表に追加する。先ほど、いじめの内容についての説明が漏れた。

これまで認知してきた本校でのいじめ事案は、ほぼ100%が「嫌なことを言われた・された」である。本校の場合は、その中で、SNSで言われたりされたり、SNSが関係したのは大体3割ほどである。つまり、SNSの問題が取り沙汰されることが多いが、直接対面で、クラスの中や部活の中で嫌なことを言われたりされたりというのが多い、ということ、現状として報告しておく。

○菊地会長

では、今の追加も含めて、もし「もう少し具体的に」というような質問があればうかがうがいかがか。

(大塚(剛) 委員挙手)

(菊地会長 大塚(剛) 委員指名)

○大塚(剛) 委員

南河内第二中学校での取組についてもう少し話をうかがいたい。法的な理解を促したということだが、具体的にはどのようにしたのか。

○椎名委員

いじめ防止対策推進法、第4条等の文言を実際に出した。法的アプローチとして、実際に法令や市の条例などに出ている文言を、そのまま子供たちに示している。SNSの不適切な使用についても、名誉毀損罪、侮辱罪、こういった法令や罪名も実際に出し、目に見える形で子供たちに条例や法令の文言などを示す形にして、だからいじめはしてはいけないということも合わせた指導をしている。

○大塚(剛) 委員

子供たちの反応はどうか。

○椎名委員

Zoomを使って、一斉に各教室に配信する形を取ったので、体育館に集めて対面で子供たちの表情を見ながら、ということではできなかったのだが、いずれのクラスでも真剣に話を聞いたという報告と、振り返りのワークシートもしっかり書いたという報告を受けている。

○大塚（剛）委員

今、いじめという言葉自体が軽く捉えられているのではないか、いじめであっても犯罪であるということを聞かせていく必要があるのではないか、といった話を聞くが、それに対してアプローチされているのだと分かった。

（佐藤委員挙手）

（菊地会長 佐藤委員指名）

○佐藤委員

警察として、やはり犯罪、侮辱や、怪我をすれば傷害、ということはあるが、警察として認知した場合についてうかがう。それほどの数を受けているわけではないので、学校でご尽力されているのだと思っている。しかし、親御さんの中には、学校で対応されていても納得がいけないということで、警察に相談されることは多々ある。そのような場合に、警察としては、受ければ事件化するかどうかということであるが、そこで、本当に学校の意見を聞かずに事件化をしてよいのか、それとも学校に託した方がよいのか、この辺りの警察の立ち位置が分からないので、どうしたらよいかということを知りたいということが警察の意見である。

○菊地会長

今、下野警察署から意見があった。なかなか難しい内容であると思われるが、いかがか。

○椎名委員

情報として、柏崎委員も私も、下都賀南部・宇河北部学校警察連携生徒指導協議会という会に年4回出席している。警察の方にも参加いただいて、昨年度は下野警察署から田代様に4回来ていただいて、そこで各校の生徒指導主事と警察とで、具体的な事例を、生徒名を出しながら、情報交換を密に行っている。「こういう場合は警察に連絡した方がよいか」など、いろいろな具体的な事例を基に、年間4回警察の方と直接話をする機会があるので、その会を有効に使っていくことが、1つの手立てではないかと今感じている。

○佐藤委員

やはり親御さんも夜間や休日の相談が多い。そこで、年4回の開催まで待つのか、もちろん、もし殴られる等されて怪我をしているというのであれば、それはもう事件化して対応するということもあるが、そうでない場合は難しい。親御さんは事件化したいけど、子供はしてほしくないといったことや、事件化するとしても、した側も、こんなつもりではなかったということもある。また、やってしまった側にとってもよいことになるのかどうか。親御さんも「警察から注意してください」という話だが、それが、その子にとってよいことなのかどうか、すごく悩みどころであり、警察も受けたときに、どちらの方がよいのか正直迷う。

警察がやることは、まず認知して、捜査していくということなので、防止もそうだが受けたときに、どういうスタンスを学校が一番望んでいるのか。

○柏崎委員

警察に連絡される保護者の方は、学校で納得していなくて電話している可能性や、怒りが

すごく高まっているときに、連絡しているというケースが想定されるかと思う。我々も当然そのような電話を受けるが、その時は、落ち着いてもらうことや、そこにまず着地点を見いだして対応している。我々としても、話を1回落ち着いて聞いて、すべて出してもらい、整理してあげることをする。その保護者の方の思いを整理していったときに、事件化していくのか、もしくは話合いをもう1回持つという形になるのかということだと思う。もし可能であれば、話を聞いていただいて、我々に連絡して連携していただけるとありがたい。

○佐藤委員

承知した。今までもそのように対応しているが、これが週末だった場合は週明けの方がよいということでしょうか。

○椎名委員

年度初めの警察に提出する名簿に我々の携帯電話番号を載せているので、土日関係なく携帯の方に連絡いただければありがたい。なるべく早いほうがいい。

○柏崎委員

一番は、おそらく聞いてほしいという思いから電話していると思われる。

○佐藤委員

とりあえず学校にご相談された方がよいのでは、というような方がよいのか。

○柏崎委員

土日だと学校は電話がつかないと思う。今学校は留守番電話になっている。それで、怒りの矛先のようなものが警察の方に向いてしまっているようなこともあるかと思う。話を聞いていただいて、少しほぐれる形になって、ご連絡いただいて我々も一緒に、この話を聞くというような形にすると、円滑に進んでいけるのではないかと思う。ただその中で、私も10年以上教員をやっていて、対応に難しいケースもあり、円滑に進まないこともあった。

○佐藤委員

そういったときにはこちら側としてはもう事件化していくということがよいのか。

○柏崎委員

もうそれしかない可能性もある。なるべくそうしたくない、という思いはある。

○石島委員

1つ、そういう問い合わせがあったときに、学校に相談したかということをまず聞いていただきたい。最近学校に相談しないで、直接いろいろなところに相談される方もいるので、そこについてまず聞いていただいて、先ほどのとおり情報をいただけるとよいのかと思う。

○佐藤委員

学校に相談したかということは聞いている。とりあえず学校と話し合っ、聞いていく、と親御さんに言ってよいのか。

○石島委員

そのケースにもよると思う。どういう趣旨・内容かということもあるが、基本的には、学校が知らなかったということがないように、お願いしたい。

○柏崎委員

昔に比べて、学校が留守番電話になっていて、少しつながらないかと思う。

○佐藤委員

それは仕方がないことである。

○菊地会長

土日などは留守番電話になっているので、急ぎの場合などは、教育委員会経由でよいか。

○佐藤委員

土日祝日は教育委員会もつながらないのではないかな。

○石島委員

市役所には休日も日中は必ず日直がいて対応する。夜間等は警備会社から連絡がきてつながるようになっている。

○菊地会長

いずれにしてもそのような事例があったら、学校との連携を取りながら警察で見ながら対応していくということが大切なのかと思う。昨年の2月には、「いじめ問題の的確な対応に向けた警察の連携等の徹底について」という通知が出ていて、学校側も、こういうケースは、警察と積極的に連携を図っていくことを意識しながら対応していく必要があるかと思った次第である。

○菊地会長

続いて、(3)の事例検討に移りたいと思う。その前に、1時間経ったので、休憩とする。

(10分休憩)

○菊地会長

再開する。事務局より(3)の事例検討について説明を願う。

○齋藤(勇)

事例検討会はグループに分かれて、意見を交流していただきたい。

本日は、広島市の令和5年度のいじめ問題対策連絡協議会から引用した架空事例について検討を行っていただきたい。お目通しをいただいた後、本事例について、協議の3つの視点に沿って、意見交流していただきたい。3つの視点について考える際に、本日は、様々な立場の方がお集まりいただいている貴重な機会であるので、誰が何をできるのかといった点を意識していただきたい。15分ほど協議していただいた後に、各班で話し合った内容について、代表の方による2分程度の発表をお願いしたい。

○椎名委員

事務局に質問がある。この広島市の資料を用いる理由についてうかがいたい。

○齋藤(勇)

今回例えば警察や法務局など、いろいろな立場の方がいらっしゃるの、いろいろな立場の人が関われるような事案を探した。話が活発になるような事例を探した。

○椎名委員
了解した。

○菊地会長
広島市に問い合わせたわけではなく、広島市も同じような会議であり、組織として、様々な方が関わるだろうということで、この事例を挙げたということによいか。
では、説明のとおり資料をご一読願う。その後、班ごとに協議願う。

(班ごとに協議 15 分)

○菊地会長
A 班から発表をお願いします。

○浅香委員 (A 班代表)
まず、事案の解決に向けて、どのようなことができるかということで、警察に相談するといったことになってくると思うが、学校としては対策会議を立ち上げていくという対応が最初になると思う。できることがあるかということであれば、やはり警察での捜査という形になってくると思われる。

ただしこれは今回の被害者と言われている A さんの方が望めばということになってくる。その場合は事件化して、証拠をまとめていくということになるかと思うが、C さんも成り済ましということになれば、C さんも被害者なのではないのかという意見があった。最終的には A さんだけでなく B さんからも C さんからも話を聞いていく必要があるということになる。さらに、もしこれを広めた人がいれば広めた人もまた、児童ポルノ禁止法の観点からすれば犯罪ということになるので、非常に捜査範囲が広がってくる。捜査したから必ず解決につながるというわけでもないということになる。

続いて視点の (2) について述べる。この登校できなくなっている A さんに対して、できることがあるかということだが、A 班には児童相談所や行政が入っているので、保健師や心理士などの専門的な職種の者がおり、こういった専門家との面接を実施して心理的な相談にのるということが 1 つできることになる。当然、学校でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されているので、それらの専門家と連携したり、あるいは、現在、A さんは不登校気味ということもあるので、別室登校であったりとか、女性などの話しやすい、対応しやすい教員に対応させるといった対応ができるかと思う。

そして最後の視点 (3) について、このようなトラブルを未然に防止するためにどのようなことができるかということについては、何といたってもその未然防止が一番重要であるので、未然防止に向けた啓発をしていくしかないだろう、これを継続していく、ということが大事だということになった。この会議中にもあったが、当然学校でも、様々な講話や、啓発の研修を行っているところである。児童相談所からは、そもそも A さんが、現実世界での居場所がなく、SNS 上での居場所を求めているところがあるのではないか、その部分についても対応していかなければ、なかなか啓発だけでは根本的な問題解決ができないのではないかという意見もあった。

○菊地会長
続いて B 班発表をお願いします。

○大塚 (亮) 委員 (B 班代表)
まず (1) について事案の解決に向けてできることがあるかという点は、まずはどこに相談できるかという相談機関、相談先を、明らかにすることが大切であるという話になった。事例を見ると、その C の状況等は果たしてどうなのか、もしかしたら成り済ましの可能性も

あるので、その対応については専門機関に相談していくという流れが大切ではないかという話が出た。その場合には学校から教育委員会につないでそこから関係機関に連絡し、対応していくという流れが必要になってくる。さらに、こうした事案が起きたときに、事例の中でも、聞き取りなどが細かく示されていたが、やはり話を丁寧に聞いて、正確な聞き取りをすることがまず大切であろうということが出た。

それが2つ目の視点にもつながってくるのだが、今の不安を感じている被害生徒に対して本人から話を聞いた中で、やはり不安が大きいのであれば、安心できるようにまずスクールカウンセラー等につないでいくということ、これに関しては、配置されているスクールカウンセラー等と連携して組織体制の中で対応したり、事案等によってはスーパーバイザーにつないでいったりしていくことも考えられる。さらに保護者も不安になっている状況が予想されるため、スクールカウンセラー等を活用した保護者へのカウンセリングなども必要になってくるという話が出た。

最後に(3)について、今後こういったトラブルを未然に防止するために、子供たちへの適切な指導をしっかりと行っていくことがまずは基本として大切であろうという話が出た。そもそも裸の写真を送るという行為自体が、情報モラルに限らず、モラル的な部分で、問題が大きいのではないかということで、そういったモラル全般の指導をしっかりと行っていくことが大切であると考えます。さらにセキュリティの面でも、資料などを参考にして、子供たちに訴えていくということも必要である。1回送ったら消えないということを、実際に子供たちにも理解してもらえようような指導も必要であるという意見もあった。民生委員の立場からは、例えば地域から情報をもらい、そこから早期発見につなげていく、そのような情報共有も必要ではないかというような意見も出された。

○菊地会長

最後にC班から願います。

○椎名委員(C班代表)

(1) 解決に向けてできることとして、まず、学校のいじめ防止等対策会議を立ち上げることである。事例の学校の指導体制では解決はまず望めないと思われるような状況とを感じる。担任からいきなり校長、校長から生徒指導主事への指示、生徒指導主事が単独で聞き取り、そして家庭に連絡していくという対応は、組織としての対応から程遠い対応であると強く感じた。やはり皆で話をしてどうするか検討し、複数での聞き取り、あるいは女性教員が2人入って、多数での聞き取り等を当然行すべきかというように感じた。この学校の連絡指導体制を直ちに直視することが、解決につながる一番大事なところというように感じた。その上で、解決のためにできることはやはり事実確認である。できればB、Cもそうであるが、保護者も最初から入ってもらって、おそらく携帯電話が媒体になっていると思うが、許可を得た上で、携帯電話を持ってきてもらい、何があったのかというのを、私は保護者も最初から入ってもらって、確認していくことが解決に向けての第一歩目かと思う。正直学校だけで対応を進めていくには、余りにも事案としては非常に重い事案かと感じた。できればCの特定をしていくことが大切である。

(2) 番の被害生徒に対してできることで一番は、被害生徒Aさんに対してである。やはり聞き取りはもっとしなくては駄目で、もしかするとこの写真1枚だけではないかもしれない。実はこれがもう何枚もやっていたうちの1枚かもしれないので、被害生徒Aの被害は、本当にこの写真1枚だけかどうか危ういので、こちらも保護者の協力をいただき、できればそのCとのネット上のやりとりをきちんと確認しないとまずいと感じた。またこの被害生徒に対してできることとして、法務局の立場としては、やはりこういった相談に関しては、スクールカウンセラー等の専門家に直ちに つなぐような助言を大事にしたいということであった。

(3) について、こういったSNS上のトラブルを未然防止するためにできることとしては、

A 班にもあったように、未然防止の啓発に尽きると考える。特にこちらは、学校、家庭、市、関係機関と主語が変わると思うが、まさにうちの市でやっている「ネット利用の当たり前4つの大丈夫」リーフレットの活用について、今年も夏休み前にこの資料を基に、全校生徒に指導できたが、分かっていたとしても具体的に刷り込みをすべきだということを、PTA 会長からも助言いただいた。それから法務局からも、NTT ドコモと連携してのスマホネット安全教室など、保護者や生徒に対し、そのような研修の機会は、資料としても用意できるので、活用していただく、そしてキーワードとして子供たちに何かがあったときに、とにかく信頼できる大人につないでほしい、ということも併せて生徒に繰り返し伝えていきたいと思う。

○菊地会長

それぞれのグループの立場が違う構成なので、班によって違う視点からのご意見、ご説明があった。では、今の発表を聞いてのご質問やご意見、また話し合っていて、この機関、この団体に質問したい、といった内容があればうかがう。

○菊地会長

では、私から、事例の本文中に「おそらく写真は消えただろう」ということがあったが、消えていないと仮定したときに、やはりこの不安を取り除くには、まず、この写真が削除されるということが1つの重要な点なのではないかと思う。少し調べたところ、法務局に相談すると、削除要請ができるようなことがあったのだが、アドバイスいただけるか。どこに頼めばいいのかというようなことを教えていただきたい。

○森島委員

削除要請は、こういったものに限らず、インターネット上の誹謗中傷については相談を受けており、実際に取り組んでいる。

○菊地会長

このケースのような場合はどうか。

○森島委員

法務局に相談があれば、ということになる。ただし、警察の捜査も重要になってくるかと思う。法務局はあくまで申告等を受けて立件して、対応を希望するか、というところから入る。対応を希望するとなったら立件して、調査等をする。法務局の調査は、警察とは違ってあくまで任意の調査ということになってしまう。相手方に協力を要請して、時間を調整して話を聞きに行くという、そういう立場である。例えば同和地区の話の基準については、以前よりも、法律上も要請が強くなっており、削除要請に取り組むことがある。

○菊地会長

回答に感謝する。少し疑問に思ったため質問した。他にいかがか。

○佐藤委員

動画とか写真について、ネット上に上がったものはもう削除不可能、回収不可能であることを伝えておく。実際には無理である。大元を消したとしても、誰かが持っている時点で、次の違うもの、次のものというように拡散されていくので、全くゼロにするということとは不可能である。であるから、学校内で広まったという話があるのであれば、本当に生徒一人一人に確認するというしかない。ただし、あくまで、学校内での話の場合である。ネットは、世界中につながっているもので、これが全くゼロになるということはない。これは事実なので、もうネットに上げてしまったものについての削除は、難しいと思う。そのため、この不安を消すというのは、「もう大丈夫だよ。」とは言えない。その人がネットに上げてなけ

れば、その人のものを削除することによって、ネット上に上がることはないが、一旦上がったものについては削除不可能である。

○椎名委員

警察の方に確認したい。我々としてはAが被害感を訴えるのであれば、迷わず警察に相談すべき、必要だという助言をするレベルだと思うのだが、「ここをきちんと確認しておいてもらわないと困る」ということや、「学校にこういうところを先に押さえていただきたい」ということは、この事案について言うとか。

○佐藤委員

例えばAが相談したときに、何を望むかにもよる。警察に被害届等が出されるとすると、相手を処罰してほしいという感情があるので、その部分がぐらついてしまうと、相談に来てそのあと全く音沙汰がなくなってしまうということも多々ある。相手を処罰してほしいのか、それとも例えば、相手を注意してもらいたいのか、という点が大切である。

○椎名委員

AとそれからAの保護者からも聞いた方がよいか。

○佐藤委員

もちろん、生徒であれば親からも意向を一緒に聞かなくてははいけないし、例えば捜査となると、写真を撮った場所、例えば自分の部屋で撮ったというのであればその部屋の写真を撮らせていただくということもある。こちらとして捜査が必要なので親に全く話さないで捜査というのは難しい、ということもある。

○菊地会長

他に何かあるか。

(石濱委員挙手)

(菊地会長 石濱委員指名)

○石濱委員

今回の協議のグループに、本市の教育委員会事務局がいなかった。事務局としての意見もお聞きしたい。もしもこういう事案について学校から連絡が入ってきたら、どのような助言や対応をされるのかお聞きしたい。

○齋藤(勇)

まとめの中でお話しようと思う。

○菊地会長

他に何かあるか。なければ、事務局からの事例についてのまとめを説明願う。

○齋藤(勇)

本日の熱心なご協議に感謝する。

いろいろな立場の方々から、いろいろなお話を聞いて、大変参考になった。事例検討のまとめとして、こうすればよいという1つの答えはお示しすることはできないが、生徒指導提参考を参考に1つの考え方をお話したい。

まず学校が一番すべきこと、したいと思われることは、Aさんが少しでも安心できる環境を整えていくことである。先ほど発表の中でもあったが、例えばスクールカウンセラー等を

含めたチームでAさんを支える、あとは、周りの生徒たちから本事例の話が出ないよう気を付けるなど、Aさんが少しでも安心できる環境にしていくことが大切ではないかと思う。またその都度出てきたことには対応していく必要があると思う。

また、本事例のような事案を学校だけで解決することは難しいと思われるので、今日のように関係機関と連携して対応していく必要があると考えている。そのためにも、資料No. 4にあるそれぞれの関係機関の取組をまとめたものなどを参考に、ご自身の立場からできることを話し合ったり、互いに理解し連携しやすい関係を作っていくことが大切であると考えている。本日の、いじめ問題対策連絡協議会での話合いがまさにそのような場として機能していると、今日見ていて思った。

児童生徒が安心して過ごせるよう、今後ともご協力をお願いします。

○菊地会長

皆様熱心なご協議や貴重なご意見にも感謝申し上げます。本日の多くの話合いで、学校でいじめに関係する機関・団体がどのような取組をしており、そういう機関・団体とは具体的にどのように連携できるのか、架空の事例ではあったが、それを通して貴重な情報を今まで以上に共有できたかと思う。感謝する。

以上